

愛媛大学大学院地域レジリエンス学環  
設置の趣旨等を記載した書類 目次

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。	6
3	研究科等連係課程実施基本組織の名称及び学位の名称	6
4	教育課程の編成の考え方及び特色	7
5	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	9
6	「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	10
7	入学者選抜の概要	12
8	教員組織の編制の考え方及び特色	14
9	施設・設備等の整備計画	15
10	2以上の校地において教育研究を行う場合	17
11	管理運営	17
12	自己点検・評価	18
13	認証評価	18
14	情報の公表	18
15	教育内容等改善のための組織的な研修等	19

## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 設置の背景

愛媛大学は、昭和 24 年に新制国立大学として、松山高等学校、愛媛師範学校、愛媛青年師範学校、新居浜工業専門学校を母体として、文理学部、教育学部、工学部の 3 学部で発足した。昭和 29 年には松山農科大学を母体とする農学部、昭和 48 年には新設の医学部が加わり、現在では法文学部、教育学部、社会共創学部、理学部、医学部、工学部、農学部の 7 学部と大学院 6 研究科から成る学生約 1 万人を擁する四国最大の総合大学である。これまで、社会の知的・文化的水準の向上に貢献するとともに、様々な分野で多くの優れた人材を世に送り出してきた。

本学は、設立当初から地域の学術交流の拠点としての使命と役割を担い、地域の理解と支援のもとで発展してきた。地域にある総合大学として、地域の諸課題の解決に向けて、地域の人々とともに考え、行動し、地域社会の自律的発展を支援し、地域から評価され信頼される大学を目指してきた。

令和 5 年度に設置する愛媛大学大学院地域レジリエンス学環（以下、「本学環」という。）の連携協力研究科である、人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科は、昭和 56 年に法学研究科（令和 2 年に人文社会科学研究科に改組）が、平成 5 年に教育学研究科が、昭和 53 年に理学研究科（平成 8 年に理工学研究科に改組）が、昭和 54 年に医学研究科（平成 10 年に医学系研究科に改組）が、昭和 42 年に工学研究科（平成 8 年に理工学研究科に改組）が、昭和 42 年に農学研究科が開設された。

昭和 56 年に開設された法学研究科は、平成 10 年に綜合法政策専攻、人文科学専攻の 2 専攻から構成される法文学研究科に改組し、令和 2 年には、法文学専攻、産業システム創成専攻の 2 専攻から公正される人文社会科学研究科に改組を行った。人文社会科学研究科は、愛媛地域における文系の拠点大学院として、高度な専門知識と研究遂行能力を有し、地域社会が抱える課題を解決へと導くことができる人材育成を行っている。

平成 5 年に開設された教育学研究科は、現職教員及び学部卒業者の実践的指導力を高める場として質的・量的拡充を図るとともに、現在の学校教育が抱える多様で複雑な教育課題に対応できる高度教育実践力を有した教員養成と教員研修の機能を拡充・教科することを目的に、令和 2 年には、教職大学院の拡充を図るとともに、学校や医療、福祉等の現場で活躍できる専門スタッフの養成を目的としている。

昭和 53 年、昭和 42 年にそれぞれ開設された理学研究科、工学研究科は平成 8 年に改組により理工学研究科として開設した。理工学研究科は、自然科学から応用科学まで幅広い教育体制・研究体制を整え、高度な知識、新しい価値観、そしてグローバルに活躍できる理工系人材の育成を行っている。

医学系研究科は「患者から学び、患者に還元する教育、研究、医療」を基本理念とし、医学・看護学・医療に関する学術の理論及び応用を教授・研究し、豊かな人間性と学識を備えた人材を育成するとともに、医学・看護学・医療の発展に貢献することを目的として、昭和 54 年に医学研究科として設置された。平成 10 年には看護学専攻修士課程を加えて、医学系研究科に改組され、令和 2 年には看護学専攻に博士後期課程が設置され、現在に至っている。

農学研究科は、学部と一貫して、地域社会や国際社会における安全・安心な食料の安定的供給、生命機能の解明と生物資源の利用、生物環境の創造・修復・保全・管理・利用に関する様々な問題を解決し、自然と人間が調和する循環型社会の創造に貢献できる人材を養成することを教育理念とし、昭和 42 年

に農学、林学、農業工学、農芸化学、経営農学の5専攻で設置されて以降、平成4年度には、生物資源生産学、生物資源開発学、生物生存環境学の3専攻に、平成9年度には、生物資源学の1専攻に、平成28年度には食料生産学専攻、生命機能学専攻、生物環境学専攻の3専攻に改組され、現在に至っている。

愛媛県を含む四国地域は、現在、少子高齢化が全国で最も進む地域の一つであると同時に、頻発化する豪雨や南海トラフ地震の自然災害リスクに曝されている地域であり、このような VUCA（変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity））の時代に、柔軟かつしなやかな対応ができ持続可能性のある地域社会づくりは喫緊の課題となっている。

特に、過疎化が進み社会的にも経済的にも弱体化する地方部では、自然災害をトリガーにしてそのトレンドが一気に加速されてしまう。地域社会を持続可能なものとするには、地域のこれまでそしてこれからを展望し、事前に策を打っていける人材の育成が必要である。災害に強い強靱な社会基盤整備を進めていくだけではなく、人と自然・人と社会のつながりの再生を通して、誰もが住みがいのあるレジリエントな地域づくりが必要とされている。

VUCA 社会に適応し、地域社会を持続可能な社会へと変容していくためには、情報コミュニケーション技術（ICT）、データ利活用、社会的レジリエンス（社会状況の変化を吸収しつつ多様な集団間の相互作用とシステムの重要な機能を存続させる能力）等のリテラシーを身につけ、専門卒や実務・学術領域を超えて人と人、知と知をつなぎ、地域資源（自然・インフラ・産業・歴史・文化・コミュニティ）を育みながら、それを強化し、持続可能性を見据えて課題解決できる人材の供給が必要である。

## (2) 設置の目的

愛媛大学では、これらの地域課題解決のため、大学のもつ資源を結集し、南海トラフ地震等の大規模災害を念頭においた防災・減災・事前復興と少子高齢化時代における地域の持続的発展（つまり「地域のレジリエンス向上」）に貢献できる人材育成を行う修士課程「地域レジリエンス学環」を設置することとしたい。

※ 「地域のレジリエンス向上」とは、自然災害や少子高齢化等の急激な社会情勢の変化に対し、それを吸収しつつ、限界線を越えない範囲で、多様な集団間の相互作用により地域社会を存続させる力の向上をいう。

上記のような人材育成には、「地域のレジリエンス向上」に関わる（例えば「災害に強い」という面からは、防災・減災、事前復興、事業継続（BCP）など「工学」「文学（心理学）」等に関わる、また、「持続可能な地域社会」という面からは、地域マネジメント、公共ガバナンスなど「経済学」「工学」「農学」等に関わる）分野横断的な学識の習得が必要不可欠である。あわせて、地域課題の克服や地域資源の付加価値の向上のためにデータやAIを利活用する能力の習得や、これらの知識・技能を実践的に扱うことができることも重要な要素となる。

このように、本学環においては、「地域のレジリエンス向上」に関わる課題の解決に向けた多角的・実践的な学修を通じて、「ICT・データ利活用およびレジリエンスの素養と能力を身につけ、少子高齢化が進む地域社会において持続可能な地域づくりに貢献できる人材」を輩出する。（資料1）

### (3) 愛媛大学における教育研究シーズ及び連携の実績

愛媛大学は地域貢献型の国立総合大学として、上記のような人材育成が可能な、様々な人的・物的資源を有している。修士課程においては、人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科など文理をまたぐ幅広い分野の教育研究組織を有しているほか、県内3地域（西条、南予、中予）に全学的な地域協働センターを設置し、地域の行政や民間企業からのニーズに大学の教育・研究シーズをマッチさせる活動を積極的に行っている。本学環においては、学生の地域課題の学びの場として、地域協働センターはその拠点となる。

このほか、データサイエンスセンター、防災情報研究センターなど特定分野の研究センターも設置している。前者はデータサイエンス分野についての本学における教育・研究・社会連携のすべてにわたる機能を強化するための全学センターであり、地域の自治体や法人連合会等とデータ利活用に関する研究協議会を通じたエリアマネジメント、企業活動支援による地域経済活性化サービスの検討等の共同研究を進めている。後者は平成18年に設置以来、災害発生時の学術調査、地域社会における防災力向上の指導、全世代型防災教育の開発、南海トラフ地震に備えた事前復興等を官・民・学の協力により推進している。

愛媛大学は「地域における知の拠点」として、本学の教育研究資源を有効に活用して、地域ニーズにあった人材の育成に、迅速かつ柔軟に対応していく。（資料2）

### (4) 研究科等関係課程として設置する理由

南海トラフ地震等の大規模災害を念頭においた防災・減災・事前復興と少子高齢化時代における地域の持続的発展（地域のレジリエンス向上）に軸を置いた人材育成を図るためには、各研究科が担っている専門分野にまたがる横断型の教育が必要となる。したがって、本学環が目指す人材育成においては、研究科の枠を超えた教育プログラムや研究指導体制を構築することが必要不可欠である。

既存の研究科において、カリキュラムを工夫して育成することも考えられるが、それぞれの人材育成目的の下、各分野における高度人材を育成するためにカリキュラムが最適化されている中であって、「レジリエンス」に関わる領域が非常に広いことや、実践力を培うための多数の科目が必要なことを考えれば、既存の研究科において、一定の修了要件単位数の枠内で、そのような人材育成を行うことは困難である。例えば、理工学研究科は、理系の専門知識を発展・応用させながら産業や社会に役立つ理工系人材を育成しようとするものであり、その修了に要する単位の多くは専門性を高めるために割かれており、本学環が目指す人材の養成は困難である。また、令和2年度に設置した人文社会科学研究科産業システム創成専攻は、産業システムにおける経済・経営、環境・資源のマネジメントに関する高度な専門的かつ分野横断的な知識を学び、情報社会に必要な不可欠な分析のスキルと課題分析力が身についた人材を養成することを目的としている。地域の持続可能性という点からは、本学環と密接な関係にあるが、同専攻は、人文社会科学系、主に経済学の観点から地域産業を考える専攻であり、本学環が目指す「地域のレジリエンス向上」に資する人材育成は困難である。

さらに、本学環の入学者として、自身が既に一定の専門性を修得済みであり、これに加えて、持続可能な地域社会の実現に役立つ人材となるために更に学びの幅を広げ、俯瞰力を身につけたいと考えている人物（社会人、学部卒業予定者）を想定している。レジリエンス向上に関わる専門知識と、ステークホルダーや他分野・多職種の人材と協働しながら地域のレジリエンス向上を実践する能力は、これか

らの時代を担う若者だけでなく、すでに実務に関わっている行政職員、民間企業職員、NGO/NPO の職員やUターンやIターンの方々が必要不可欠なものであり、地域のレジリエンス向上に関する学識と能力を選択集中的に学修できる機会の提供は既存の研究科では十分に対応できない。そのため、新たな学環の設置が必要である。

このように、本学環が目指す「ICT・データ利活用及びレジリエンスの素養と能力を身につけ、少子高齢化が進む地域社会において持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成する」ためには、既存の研究科ではなしえなかった分野横断的な教育機会を提供する必要がある、関連する研究科が連携した新たなカリキュラム（新たな科目の新設を含む）を構築し、地域のレジリエンス向上に資する本学の新たな「教育の柱」として研究科等連係課程（学環）を設置したい。なお、これらは、全く新たな学問領域を構築するものではなく、既存の学問分野を横断的、複合的に学ぶとともに、実践的能力を身に付けるカリキュラムを構築するものである。

連係協力研究科には、本学環の主たる分野（工学、理学、農学、経済学、文学）の学位を授与している理工学研究科、人文社会科学研究科、農学研究科、教育学研究科が加わっている。また、本学環には、社会人も含めた多様なバックグラウンドを持つ入学者が予想されることから、それらの修学者の専門性や意欲に幅広く対応できる教育体制を整えるために、医学系研究科も連係協力研究科として参画する。

なお、愛媛県の地域特性として、県内の3地域（東予、中予、南予）でそれぞれ特徴ある産業が形成されている。東予は工業、中予はサービス業、南予は農業や水産業であるが、それぞれ自然災害や少子高齢化のリスクに曝される中、レジリエントで持続可能な地域社会を構築していくことが必要とされている。そのため、工学、理学、経済学、文学、農学分野で一定程度の能力を有した人材（学部卒業予定者あるいは社会人として既に実務経験を有する人材）が本学環においてレジリエンス向上の素養と実践力を涵養することは、地域社会の特徴やニーズとも合致している。「地域における知の拠点」として、本学の教育リソースを有効に活用して、この地域ニーズに迅速に対応していきたい。（資料3）

#### （5）修了後の進路等の見通し

本学環の修了生の進路としては、公務員（国、自治体）、民間企業、NGO/NPO 等、様々な業界が考えられるが、いずれも、本学環で修得する地域のレジリエンス向上に関連する分野（部門）で活躍することを想定している。例えば、自治体における、事前復興も念頭に置いた地域社会の活性化等に関する企画・開発担当業務や、自治体や企業における、防災・減災、BCP などに関わる危機管理担当業務、自治体や企業のほか、NGO や NPO 等各種団体における SDGs・CSR に関する業務に従事する者などが考えられる。

具体的には、以下のような活躍をすることを想定している。

- （例1） 建設コンサルタント会社や地方自治体（技術職）において事前復興の業務に従事し、リスクと地域発展性をデータに基づいて科学的・数量的に評価しつつ、持続可能な防災まちづくりを立案
- （例2） 民間企業の危機管理部門において、データ・AI を活用しつつ多様な取引先との協働により柔軟性のあるBCPを策定・実践し、就職先企業のレジリエンス向上に貢献
- （例3） 地方自治体（技術職、行政職）や建設コンサルタント会社において、複数のコンピテンスを活かして、環境や福祉などと連携した防災を通して地域参画型のまちづくりの支援および実践を先

導

(例4) 地方自治体(農林水産部署)において、農家や水産業従事者のニーズを丁寧に汲み取りながら、ロボットやICTの活用、他業種との連携促進等の支援を通して、自然災害や気候変動に対してしなやかな農水産業の実現に貢献

(例5) 起業家として、地域の魅力の発見、多様な人々との人間関係を深めることができる能力を活かして、地域コミュニティの魅力を最大化しつつ、地域防災力を向上させていく事業を地方において展開

(例6) 行政機関や教育委員会、教育関連企業、NPO等の一員として、地域住民等のステークホルダーとの対話を通して、ICTを駆使した展示物とその活用方法を教育効果の観点から検証・改善し、防災に関する効果的な学習環境を開発

## 2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学環は、修士課程までの構想を想定している。

## 3 研究科等関係課程実施基本組織の名称及び学位の名称

### (1) 研究科等実施基本組織の名称

本学環は、「少子高齢化が進む地域社会において持続可能な地域づくりに貢献できる人材」の輩出を目的としているため、その名称は「地域レジリエンス学環」にしたい。

「レジリエンス」とは「復元力」「回復力」「しなやかさ」「強靭さ」「弾力性」のことであるが、地域社会のレジリエンスという文脈で用いる場合、一言で訳せる適切な日本語が存在しない。そのため、日本においても「レジリエンス」という言葉がそのまま使用されている。既に社会的な認知度も高くなっており、日本学術会議の提言や主催シンポジウムでも度々取り上げられている。したがって、国内での認知度や通用性は既に高まっている。

海外の大学では、下記のような Smart Resilience Cities や Sustainability、 Security and Resilience といった名称で修士号を出している事例や Resilience を冠にしている大学組織もあるので、国際通用性は既にある。日本国内でもいずれ一般的に使われる名称になっていくと考えている。

Resilience を学位名称に含んでいる事例

- ・オハイオ大学  
学位名称 : Master of Sustainability、 Security and Resilience
- ・Hautes Études d' Ingénieur (英語名称 : School of Advanced Engineering Studies)  
学位名称 : Master of science smart and resilient cities

Resilience を冠にしている他大学の名称

- ・Global Resilience Institute、 Northeastern University
- ・Institute for Sustainability and Resilience at Mānoa、 University of Hawaii
- ・Urban Resilience & Sustainability、 University of Colorado Boulder
- ・Centre for Urban Sustainability and Resilience、 London' s Global University
- ・The Center for Engineering Sustainability and Resilience at Northwestern University
- ・Stockholm Resilience Centre、 Stockholm University

## (2) 学位の名称

本学環では、「地域社会のレジリエンス向上に関わる課題の解決を多角的・実践的に学修させること」を教育の特徴として、「地域社会において持続可能な地域づくりに貢献できる能力」を身につけさせることとしている。これらの能力は、分野横断的・複合的な学修により身に付けるものであることから、修了した学生に与える学位の名称は、修士（学術）とする。

本学環においては、分野横断的かつ非常に広範なキーワードである「地域のレジリエンス」のうち、特に、愛媛・四国地域における喫緊の課題である、南海トラフ地震等の大規模災害を念頭においた防災・減災・事前復興と少子高齢化時代における地域の持続的発展に軸をおき、さらには、ICT・データ利活用のスキル」「課題の発見/解決（を通した実践力・協働力）」を身に付けることを目標として、育成する人材像、3ポリシー及びカリキュラムを構成することから、本学環の主たる学位の分野は、工学、理学、農学、経済学、文学（心理学）が該当する。

## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 3つのポリシー

上述のような人材養成を達成するために、以下のようなディプロマポリシー（DP）、カリキュラムポリシー（CP）、アドミッションポリシー（AP）を設定する。（資料4）

#### 【ディプロマポリシー】

- DP1：工学、理学、農学、経済学、文学を中心としたレジリエンスに関する分野横断的な専門知識と能力を身につけている
- DP2：ICT やデータを利活用して、地域社会における課題の発見や分析、新しい付加価値やサービスの創出、生産性の向上のために貢献することができる
- DP3：ステークホルダーと良好な関係を構築し、他分野・多職種の人材と協働しながら、地域のレジリエンス向上のための課題解決に向けた取組を実践することができる

#### 【カリキュラムポリシー】

- CP1：工学、理学、農学、経済学、文学を中心としたレジリエンスに関する分野横断的な専門知識を修得させるため、関連科目を体系的に学修できる教育課程を展開する
- CP2：ICT やデータを地域社会の課題に利活用する能力を涵養するため、データサイエンス、AI の応用事例を幅広く学修する科目を提供する
- CP3：ステークホルダーや他分野・多職種の人材と共に、地域の課題を解決するための協働力および実践力を涵養するため、地域を実践フィールドとする PBL（プロジェクトベースラーニング）を提供する

#### 【アドミッションポリシー】

- AP1：（知識・理解）レジリエンスに関する分野横断的な専門知識を学ぶために必要な基礎学力を有している
- AP2：（思考・判断、技能・表現）物事を多面的に考察し、自分の考えを他者にわかりやすく伝えることができる
- AP3：（興味・関心・意欲、態度）地域社会の持続可能な発展に強い関心を持ち、本学環で得る専門性

をそれに活かしていこうとしている

AP4：(主体性・多様性・協働性) 地域社会の持続可能な発展に寄与するための地域プロジェクトを立ち上げ、あるいは参加し、中心的な役割を担おうとしている

## (2) 教育課程の編成等の考え方

教育課程は、「基盤科目」「専門科目」「実践科目」「特別研究科目」の4つの科目群で構成し、地域をフィールドとしたレジリエント社会の構築について実践的かつ分野横断的な教育プログラムを展開する。(資料5)

### ○基盤科目 (必修6単位)

レジリエントな地域社会を実現するための基礎的な素養を学修

1年次前学期に「地域レジリエンス学環」における学修の概略や「実践科目」を通して実践力を培うために必要となる基盤的スキルを学修。

### ○専門科目 (必修8単位を含む13単位以上)

地域理解、ICT・データ利活用、レジリエンス向上のための分野横断的な専門学識を深化

特に本学環が養成する人材の核となる「ICT・データ利活用」「防災・減災」及び「地域マネジメント」等に係る主要科目を必修単位として配置。その他、学生の専門性や意欲に応じ、知識・技能を深化させるための科目を配置。

### ○実践科目 (必修7単位を含む7単位以上)

プロジェクト形式の実習における「分野横断指導チーム」の複眼的・俯瞰的指導を通じ、地域をフィールドにした協働力、実践力を涵養

レジリエンスに関わる地域課題の解決を実践的に学修する科目であり、「地域レジリエンス PBL I～III」「地域協働インターンシップ I、II」を1年前期～2年前期にかけて段階的に配置する。

「地域レジリエンス PBL I」(1年前期・必修)では、学生を、少子高齢化や災害リスクの高い地域に連れて行き、地域課題を現地にて直接かつ具体的に学ばせる。同時に、地域の資源や魅力を発掘し、そのポテンシャルも探らせる。それらのプロセスを通して、自身の地域課題プロジェクトのテーマを設定させ、そのアプローチ方法を複眼的に学習させる。また、この学修を通して、自己に不足している能力や得意としている能力を自覚させることができる。それらは、専門科目の中でどの科目を選択すべきかの判断に役立つことになる。

「地域協働インターンシップ I」(1年夏期・必修)では、地域課題の解決や地域活性化、産業活性化に共創的に取り組んでいる地方自治体、NPO、民間企業での実務体験を通して、課題解決のために必要な協調性、実践力を高める。

「地域レジリエンス PBL II」(1年後期・必修)では、対象地域に継続的に通い、自身が設定した課題を掘り下げる。また、課題解決のために領域横断的に視野を広げるため、複数の研究科から構成される教員によってコンサルテーションを受け、地域の課題解決とポテンシャルを高める方策を立案する。

「地域協働インターンシップ II」(1年後期～2年夏期・選択)では、修了後に活躍したいと考える地方自治体、NPO、民間企業等での実務体験を通して、課題解決のために必要な知識・技術、協働力、実践力、思考力などを高める。

「地域レジリエンス PBL III」(2年前期・必修)では、ステークホルダーとともにレジリエンスに関する地域課題の解決に取り組み、社会とのエンゲージメントの重要性を理解するとともに、社会



への発信、社会実装への方法を修得する。

「地域レジリエンス PBL I～III」では、全ての研究科から1名以上の教員で構成される「分野横断指導チーム」により、学生が取り組む地域プロジェクト課題（少子高齢化や災害リスクに対する地域のレジリエンス向上に関する地域課題の発見とその解決方法の実践及び協働）に対して、多分野にまたがる複眼的・俯瞰的な指導を行う。

また、愛媛大学が設置している県内3地域（西条、南予、中予）の地域協働センターが窓口となり、地域の行政、団体、民間企業、住民（自治会）等のステークホルダーと学生を結び付け、地域ニーズに即した課題設定と協働による課題解決を実現させる。

#### ○特別研究科目（必修4単位）

研究計画書の作成、研究計画に基づいたデータ収集・分析、研究論文の執筆・発表について学修「特別演習」は1年前期～2年後期にかけて段階的に実施する。 主指導教員と副指導教員の指導のもとに、地域レジリエンスに関わる研究課題の設定、研究テーマに関わる既往研究の検討・分析、適切な研究方法の選択、研究計画書の作成、研究計画に基づいたデータ収集・分析、研究論文の執筆・発表について修得する。また、自身が設定する研究に必要な理論、倫理的配慮について学ぶ。

## 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 履修指導及び研究指導体制

指導教員は複数体制とする。なお、主指導教員と副指導教員は異なる研究科の教員の組み合わせとなるようにし、主指導教員と副指導教員の両者に履修指導及び専門的な研究指導を受ける。

#### ○履修指導及び研究指導の方法

入学前に主指導教員と履修方法ならびに研究指導について十分に打合せを行い、長期履修制度及び遠隔授業を活用することで、学生が修学を継続できるようにできる限り支援する。科目履修の方法については入学時のオリエンテーションで具体的に説明するとともに、社会人学生の就業時間外でも指導が受けられるよう配慮する。

研究指導は、主指導教員との相談のうえ、夜間や土曜日等の特定の時間帯の利用、もしくは電子メール、インターネットを使った音声通話やビデオ通話の利用等を含め、適切な方法を選択して進めていく。

#### ○研究指導体制

学生の主指導教員と副指導教員は、本学環の主たる分野（工学、理学、農学、経済学、文学（心理学））の学位を授与している理工学研究科、人文社会科学研究科、農学研究科、教育学研究科の教員の中から、学生の研究テーマに応じて決定する。このうち副指導教員については、主指導教員が所属する研究科と異なる研究科に所属の本学環の専任教員が担うこととする。

さらに、上述の指導教員に加えて、全ての研究科から1名以上の教員で構成される「分野横断指導チーム」を設け、定期的開催する「地域レジリエンスセミナー」において、学生の研究テーマに対する複眼的・俯瞰的な集団指導を行う。これにより、学生に客観的な俯瞰力を身につけさせる。（資

料6、7)

#### ○学位審査体制

修士論文または特定の課題についての研究の審査にあたっては、学環の教員から構成される審査委員会を編成し、主査1名、副査2名以上を決定する。副査のうち1名は主指導教員・副指導教員以外から選出することで、客観性が担保される学位審査を行う。

#### (2) 修了要件

30単位以上を修得することに加え、学位論文または特定の課題についての研究の成果を提出し、審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

修了に必要な単位数：基盤科目6単位、専門科目13単位以上（必修8単位を含む13単位以上）、実践科目7単位以上（必修7単位を含む7単位以上）、特別研究科目4単位（資料8）

原則として、社会人学生に限り、修士論文に代えて、リサーチペーパーを提出することができる。リサーチペーパーとは、学生が専門分野に準じた特定課題を分析し実践的な提案や解決策等を示すことで社会に貢献する研究成果報告書であり、修士論文と同等の審査を行う。

リサーチペーパーの提出を希望する学生は、入学後の4月に指導教員と相談の上、研究テーマとともに学環委員会に申請し、承認を必要とする。

#### (3) 研究の倫理審査体制

本学では、「愛媛大学の科学研究における行動規範」を定めて、研究者として行動する際の規範を示している。また、それに基づき「国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」（資料9）を制定し、研究活動上の不正行為防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等について定めている。学生向けの「研究活動上の不正行為防止マニュアル」も作成している。

## 6 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

#### (1) 修業年限

社会人が受講しやすい履修環境を実現するため、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を適用する。また、大学院設置基準第15条及び愛媛大学大学院学則第22条に則り長期履修制度を導入する。

本学環の修業年限は2年であるが、申請により長期履修制度の利用許可を得た学生は、修業年限を3年又は4年とすることができる。

#### (2) 履修指導及び研究指導の方法

入学前に主指導教員と履修方法ならびに研究指導について十分に打合せを行い、長期履修制度及び夜間授業や遠隔授業を活用することで、学生が離職することなく就学を継続できるようにできる限り支援する。

科目履修の方法については入学時のオリエンテーションで具体的に説明するとともに、夜間の授業

時間（18 時から 21 時）を設け、就業時間外でも履修ができるよう配慮する。

研究指導は、主指導教員との相談のうえ、夜間や土曜日等の特定の時間帯の利用、もしくは電子メール、インターネットを使った音声通話やビデオ通話の利用等を含め、適切な方法を選択して進めていく。

### （3） 授業の実施方法

講義は原則、昼間（8 時 30 分から 17 時 50 分）に開講するが、仕事を続けながら学ぶ学生のために、一部の科目にはコンテンツ授業も導入する。講義科目のなかで発表・討論を行う場合は、社会人学生が参加できる日程を調整のうえ遠隔授業を活用する。

演習科目については、社会人学生が参加できるよう、夜間の授業時間（18 時から 21 時）、もしくは土曜日に実施する。

学外で行う必要のある演習については、あらかじめ学生と担当教員、ならびに受け入れ先の機関と調整を行い、就業時間の調整ができる日時を設定して実施する。

### （4） 教員の負担の程度

夜間（18 時から 21 時）及び休日に授業を開講する教員については、愛媛大学職員就業規則第 49 条の定める専門業務型裁量労働制に基づき、業務の遂行に必要な始業、終業時刻及び休憩時間等は教員の裁量に委ね弾力的に運用するものとする。

また、特定の教員に過剰な負担が生じないよう、本学環の専任教員については学部、ならびに大学院教育における担当時間数の状況を確認し、授業を持たない曜日を週 1 日以上設ける等、教員の研究時間の確保を行う。

### （5） 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学環の講義や研究指導は、人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科のある城北キャンパス、医学系研究科のある重信キャンパス、農学研究科のある樽味キャンパスの講義棟及び研究室を利用して行う。したがって、学生は城北キャンパス、重信キャンパス、樽味キャンパスにある、図書館、ならびに売店、食堂、駐車場を利用することができる。また、それぞれのキャンパスにある大学院生用の学生研究室も利用でき、統計ソフトをインストールしたコンピューターやプリンターを共同で使用できる。図書館分館に関しては、「9 施設・設備等の整備計画」で示しているように、中央図書館の開館時間は、平日 9:00～22:00、土曜日 9:30～20:00、日曜・祝日 9:30～20:00、医学部分館の開館時間は、平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00、農学部分館の開館時間は、平日 9:00～20:00、土曜日 9:00～13:00 となっている。また、文献検索や電子ジャーナルについては、図書館のホームページから 24 時間利用することができる。

健康管理に関しては、城北キャンパスでは総合健康センターに、重信キャンパスでは、総合健康センター重信分室に医師と看護師が常駐し、気分が不良になった学生への処置が行われており、社会人学生においても利用可能である。樽味キャンパスでは、保育・保健室を設置し、週 3 日、看護師が駐在しており、農学部・農学研究科学生は、保育や授乳、また、臨時応急の手当てを受けることができ、また、体調不良時に休憩をとることができる。

また、社会人学生に対しては、主指導教員が各事業所での健康診断の受診状況を確認し、学生の健康状態の把握を行う。

## (6) 入学者選抜の概要

本学環の入学試験は、アドミッションポリシーに基づき、入学試験は、入学後に取り組もうとする研究課題に対するプレゼンテーション、口頭試問を含む面接により総合的に判断する。

## 7 入学者選抜の概要

### (1) 入学者選抜の方法

アドミッションポリシーに基づき、入学試験は、入学後に取り組もうとする研究課題に対するプレゼンテーション、口頭試問を含む面接により総合的に判断する。

入学後に取り組もうとする研究課題に対するプレゼンテーションでは、レジリエンスに関する分野横断的な専門知識を学ぶために必要な基礎学力、地域社会の持続可能な発展に寄与するための地域プロジェクトを主体的に構想する能力、研究成果をまとめ他者に伝えるために必要な論理的思考力・表現力などを判断する。また、口頭試問を含む面接では、物事を多面的に考察する能力、地域社会の持続可能な発展に対する興味や関心、主体性を持って多職種の人と協働して調整する意欲・態度を確認し、適格者かどうか判断する。

受験希望者は、事前に面談のうえ研究指導教員を決定し、研究課題や履修内容等についての指導を受け、出願時に「研究計画書」「卒業証明書」「成績証明書」を提出するものとする。

### 【アドミッションポリシー】(再掲)

AP1：(知識・理解) レジリエンスに関する分野横断的な専門知識を学ぶために必要な基礎学力を有している

AP2：(思考・判断、技能・表現) 物事を多面的に考察し、自分の考えを他者にわかりやすく伝えることができる

AP3：(興味・関心・意欲・態度) 地域社会の持続可能な発展に強い関心を持ち、本学環で得る専門性をそれに活かしていこうとしている

AP4：(主体性・多様性・協働性) 地域社会の持続可能な発展に寄与するための地域プロジェクトを立ち上げ、あるいは参加し、中心的な役割を担おうとしている

### (2) 入学定員及び収容定員

本学環の教育課程、教育方法、研究指導体制ならびに教員数の諸条件から判断し、入学定員は社会人を含む6人とする。

名称	修学年数	入学定員	収容定員
地域レジリエンス学環 (修士課程)	2年	6人	12人

### (3) 入学定員の関係協力研究科からの振り替え

本学環の入学定員の関係協力研究科からの振り替えの内訳は、本学環の教育課程、教育方法を踏まえ、以下のとおりとする。

名称	関係協力研究科の名称		入学定員	収容定員
地域レジリエンス学環（修士課程）	人文社会科学研究科	法文学専攻	1人	2人
		産業システム創成専攻	1人	2人
	理工学研究科	理工学専攻	2人	4人
	農学研究科	食料生産学専攻	1人	2人
		生物環境学専攻	1人	2人

#### (4) 出願資格

次の条件を満たすものを出願資格があるものと定める。

以下の各号のいずれかに該当する者

- ア) 大学を卒業した者及び令和5年3月までに卒業見込みの者
- イ) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和5年3月までに授与される見込みの者
- ウ) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者
- エ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者
- オ) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者
- カ) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- キ) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和5年3月までに修了見込みの者
- ク) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- ケ) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、当該者をその後本学大学院に入学させる場合において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- コ) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和5年3月までに22歳に達するもの
- サ) 令和5年3月において、大学に3年以上在学し、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- シ) 令和5年3月において、外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- ス) 令和5年3月において、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- セ) 令和5年3月において、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認められたもの

## 8 教員組織の編制の考え方及び特色

### (1) 教員組織の基本的な考え方

本学環が目指す、南海トラフ地震等の大規模災害を念頭においた防災・減災・事前復興と少子高齢化時代における地域の持続的発展に軸を置いた人材育成を図るためには、各研究科が担っている専門分野にまたがる横断型の教育が必要となる。

本学環では、学環の主たる分野（工学、理学、農学、経済学、文学）の学位を授与している理工学研究科、農学研究科、人文社会科学研究科、教育学研究科の教員のほか、修学者の専門性や意欲に幅広く対応できる教育体制を整えるために、医学系研究科の教員を配置し、専任教員28人（人文社会科学研究科7人、教育学研究科3人、医学系研究科3人、理工学研究科10人、農学研究科5人）、兼任教員41人、兼任教員7人で組織する。

### (2) 教員組織の特色

教員組織は、完成年度において30歳代1人、40歳代8人、50歳代13人、60歳代6人の専任教員で構成されている。

本学の「国立大学法人愛媛大学教員規程」（資料10）において、教員の定年は65歳と定められている。完成年度までの間に定年を迎える教員は1人となっているが、特命教員として、定年退職後も雇用することを予定しており、教育研究の継続性は担保されている。（資料11）

所 属	30代	40代	50代	60～64	65～69	合計
教授	-	-	10名	3名	1名	14名
准教授	-	7名	3名	2名	-	12名
講師	-	1名	-	-	-	1名
助教	1名	-	-	-	-	1名

### (3) 教員の従事比率（エフォート）の管理

本学環に所属する教員は、連係協力研究科である人文社会科学研究科、教育学研究科、医学系研究科、理工学研究科、農学研究科のいずれかをそれぞれ兼務する。本学環との従事比率（エフォート）については、授業の開講数や学生指導の有無等を考慮した上で、個々の教員毎に従事比率を把握し、教員の教育研究に支障がでないよう適切に管理する。

## 9 施設・設備等の整備計画

### (1) 施設・設備の整備状況

#### ①講義室等の整備状況

本学環では、愛媛大学城北キャンパス、重信キャンパス及び樽味キャンパスにおいて授業を実施する。城北キャンパスには、人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科が、重信キャンパスには、医学系研究科が、樽味キャンパスには農学研究科がある。大学院生用の教室・施設や設備・器具等は連係協力研究科と共用で使用する。演習は研究指導教員の研究室を使用するほか、既存の演習室を利用する。また院生研究室についても、既存の連係協力研究科の設備を利用する予定である。

#### ②学生研究室等の整備状況

本学環で使用する学生研究室等については、連係協力研究科の既存の学生研究室（資料 12）を利用する。

#### ③図書等の整備状況

##### （図書の設置状況）

本学環の連係協力研究科のある城北キャンパス、重信キャンパス、樽味キャンパスにはそれぞれ図書館が設置されている。

愛媛大学中央図書館は、和書 699,857 冊、洋書 284,963 冊合計 984,820 冊の蔵書数を有し、うち 108,338 冊が開架図書である。雑誌については、和雑誌 10,409 種、洋雑誌 4,074 種合計 14,483 種を所蔵している。

愛媛大学図書館医学部分館は、和書 28,624 冊、洋書 13,893 冊合計 42,517 冊の蔵書数を有し、うち 18,916 冊が開架図書である。雑誌については、和雑誌 749 種、洋雑誌 355 種合計 1,104 種を所蔵している。

愛媛大学図書館農学部分館は、和書 76,220 冊、洋書 23,909 冊合計 100,129 冊の蔵書数を有し、25,863 冊が開架図書である。雑誌については、和雑誌 3,154 種、洋雑誌 937 種合計 4,091 種を所蔵している。

この他にも図書館ホームページから、各種データベース、電子ジャーナル、電子ブック、寄贈図書などのデジタル・アーカイブが利用できる環境になっている。オフキャンパスから Web 認証を利用して、単なる文字テキストだけではなく映像情報や検索機能に対応した資料を 24 時間提供可能な次世代サービス（非来館型サービス）を導入している。

##### （デジタルデータベース・電子ジャーナル等の整備状況）

電子ジャーナルの種類数は 4,029 種で『Medical Online』『ScienceDirect』『Lippincott Williams

& Wilkins』『Wiley』『Springer』『JSTOR』『OUP』『CUP』『Nature』『Science』『RSC』等の愛媛大学から利用できるタイトルは、学内のどこからでも自由に検索又は閲覧でき、コンテンツによっては Web 認証でオフキャンパスからも利用可能な環境に整備している。

また、学内で入手できない文献については、国立情報学研究所の相互利用サービスを活用して入手している。

#### (図書館の機能等の状況)

中央図書館の開館時間は、平日 9:00～22:00、土曜日 9:30～20:00、日曜・祝日 9:30～20:00、医学部分館の開館時間は、平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 まで、農学部分館の開館時間は、平日 9:00～20:00、土曜日 9:00～13:00 までとなっている。

館内施設として中央図書館では、自己学習スペースを 450 席とパソコン席 36 席を設けているほかに、蔵書検索席 5 席、新聞閲覧席 15 席がある。第 1 グループ学習室 (定員: 8 人、設備: ディスプレイ、DVD、ホワイトボード)、第 2 グループ学習室 (定員: 8 人、設備: ホワイトボード)、第 3 グループ学習室 (定員: 14 人、設備: 大型ディスプレイ、ビデオ、DVD、ホワイトボード) の 3 つのグループ学習室があり、各種ミーティングに対応できるようになっている。定員 60 人の「少し話せる学習室」では、話しながら勉強することができる。マルチメディアコーナーには、個人ブースを 3 席 (各席に DVD プレイヤー設置) 設置しており、自由に視聴覚資料を使って学習することができる。

医学部分館では、自己学習スペースを 130 席設けているほかにパソコンルーム、グループ学習用のラーニングcommons、マルチメディアコーナー、ラウンジがある。パソコンルームでは椅子 24 席設置し 13 台のパソコンが使用可能で、ラーニングcommonsスペースでは、可動式テーブル 12 台、椅子 24 席、ホワイトボード 6 台、コピーボード (専用プリンター 1 台) 1 台を設置して各種ミーティングに対応できるようになっている。マルチメディアコーナーでは、個人ブースを 10 席 (各席に DVD プレイヤー設置) 設置して自由に視聴覚資料を使って学習できる。令和 2 年 1 月には、利用者がノートパソコンやスマートフォン等の各種情報機器を持ち込んで学習・研究に利用できる ICT 学習室 22 席を整備し、さらに令和 4 年 1 月に 12 席増席した。また、1 階のラウンジには自動販売機を設置してソファで飲み物を飲みながら寛げるよう配慮している。

農学部分館では、自己学習スペースを 108 席とパソコン席 8 席設けているほかに AV ブース 3 席 (各席に DVD/VHS プレイヤー設置)、蔵書検索席 2 席、新聞席 1 席とグループ学習室 1 室がある。グループ学習室では、机椅子が 20 席分とホワイトボード 1 台、DVD/VHS プレイヤー 1 台を設置して各種ミーティングに対応できるようになっている。令和 3 年 3 月には、自己学習スペースのうち 40 席分の家具を入れ替え、3 人用の可動式テーブル 8 台、1 人用の可動式テーブル 16 台、椅子 40 席、ホワイトボード 8 台を設置して、各種ミーティングに対応できるアクティブラーニングスペースとした。

## (2) 施設・設備の整備計画

### ①施設・設備の整備計画

本学環では、既存の施設・設備等の利用を想定している。既存の施設・設備の利用に当たっては、関係協力研究科と緊密に連携し、教育研究に支障を与えないよう留意する。本学環において、新たな



施設・設備等の整備が必要となる場合は、連係協力研究科において計画的に整備する。

## ②学生・教員への移動等への配慮

本学環では、愛媛大学城北キャンパス、重信キャンパス、樽味キャンパスにおいて、それぞれ講義等を行う。

本学環を担当する専任教員 28 名のうち、21 名は城北キャンパス、3 名は重信キャンパス、4 名は樽味キャンパスを教育研究活動の拠点としている。

学生・教員の移動については、自家用車・共用車の使用がほとんどであると考えられるため、駐車場の確保等について配慮する。

また、公共交通機関を利用した場合、城北キャンパス・重信キャンパス間は、約 60 分、城北キャンパス・樽味キャンパス間は、約 30 分、重信キャンパス・樽味キャンパス間は、約 40 分の距離であるが、最寄り駅・バス停もそれぞれのキャンパスの前にあるため、公共交通機関により移動することも可能である。

本学環においては、キャンパス間の移動を考慮し、同一地区の講義は同じ曜日に配置するなど移動を最小限度とする時間割を組み、学生及び教員の移動に係る負担を軽減する。

## 10 2以上の校地において教育研究を行う場合

本学環では、愛媛大学城北キャンパス、重信キャンパス、樽味キャンパスにおいて、それぞれ講義等を行う。

本学環を担当する専任教員 28 名のうち、21 名は城北キャンパス（うち教授 9 名、准教授 10 名、講師 1 名、助教 1 名）、3 名は重信キャンパス（うち教授 3 名）、4 名は樽味キャンパス（うち教授 2 名、准教授 2 名）を教育研究活動の拠点としている。

学生・教員の移動については、自家用車・共用車の使用がほとんどであると考えられるため、駐車場の確保等について配慮する。

また、公共交通機関を利用した場合、城北キャンパス・重信キャンパス間は、約 60 分、城北キャンパス・樽味キャンパス間は、約 30 分、重信キャンパス・樽味キャンパス間は、約 40 分の距離であるが、最寄り駅・バス停もそれぞれのキャンパスの前にあるため、公共交通機関により移動することも可能である。

本学環においては、キャンパス間の移動を考慮し、同一地区の講義は同じ曜日に配置するなど移動を最小限度とする時間割を組み、学生及び教員の移動に係る負担を軽減する。

## 11 管理運営

### (1) 管理運営及び教学管理体制

本学環の管理運営及び教学管理は、規則に基づき、「学環委員会」で行う。

「学環委員会」は、本学環を兼務する教授によって構成され、本学環の運営に係る重要事項（目標・評価、諸規則の制定・改廃、予算、組織、教育課程の編成、学生の入学、修了及び学位の授与に関する事項、学生の懲戒、学生生活支援等）を審議する。

学環委員会は必要に応じて、年数回程度開催する。

本学環に係る教員選考、設備・施設等の整備及び本学環の開設後の運営については、連係協力研究科と緊密に連携する。

## (2) カリキュラムの運営に関する仕組み

カリキュラム運営については、規則において本学環における授業科目、担当単位、研究指導の内容及び履修方法を定め、運営する。

## 12 自己点検・評価

### (1) 実施体制

本学では、平成 16 年度から国立大学法人愛媛大学基本規則第 21 条に基づき「自己点検評価室」を設置して自己点検・評価を実施している。

自己点検評価室は、愛媛大学の教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、社会貢献、管理・運営の状況について自ら実施する点検及び評価を行う。具体的には、認証評価、中期目標・中期計画・年度計画に対する国立大学法人評価等の第三者評価に関すること等を主要業務としている。同室は、室長、副室長、室員（学長が指名する各学部の専任教員、その他学長が必要と認めた者）から構成する組織であり、幅広い評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。

### (2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

大学運営の改善、向上を目的とする本学の自己点検評価（学内の総合評価）は、教育、学術研究、社会連携等の分野別に各担当理事又は副学長を通じて、学長に情報が集約される。

分野別評価結果の改善点等については学長から担当理事又は副学長に対し指示するとともに、改善報告を求めることにより、教育研究の水準及び質の向上に努めている。

さらに、本学では、国立大学法人評価委員会及び第三者認証評価機関において、大学の自己点検・評価に基づく評価を受審しており、平成 26 年度に大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価では、「愛媛大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を受けている。なお、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果については、大学ホームページ上で公開している。

## 13 認証評価

大学自体の評価としては、平成 19、26 年度及び令和 3 年度に大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、大学改革支援・学位授与機構が定めるすべての基準を満たし、「大学評価基準に適合している」との評価を受けている。

（詳細は、<https://www.ehime-u.ac.jp/information/planning-and-evaluation/>に掲示）

## 14 情報の公表

### (1) 大学としての情報提供

本学では、学校教育法第 113 条の趣旨に則り、大学ホームページや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の提供を行っている。大学ホームページでは、大学案内、学部・大学院情報、教育情報、研

究情報、社会貢献情報、国際交流情報、学生生活・就職情報、入試情報等について、詳細に情報発信している。

なお、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる以下の教育研究活動等の状況についてもホームページで公表している。

- ① 大学の教育研究上の目的に関する事。
- ② 教育研究上の基本組織に関する事。
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関する事。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。
- ⑩ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等）

◆教育情報の公開（上記、①～⑩）

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/education-infor/>

◆法定公開情報（組織、業務の計画と評価、財務、設置に関する情報等）

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/planning-and-evaluation/>

(2) 研究科等連係課程としての情報提供

本学環においても独自のホームページを開設し、教員紹介や教育課程の特徴を掲載するなど、教育研究活動の情報を積極的に広報する。

## 15 教育内容等改善のための組織的な研修等

本学では、以下の取り組みにより教員の資質向上を図るものとする。

(1) 教員採用時の厳正な審査

教員の資質の維持向上のため、教員採用時に厳正な審査を実施している。教員の採用は公募を原則とし、連係協力研究科において、教員選考基準に基づき設置された候補者選考委員会で厳正かつ総合的に審査を行っている。

本学環の教員は連係協力研究科の教員が兼務していることから、教員採用時の審査は、連係協力研究科で行う。ただし、本学環に係る教員の採用に当たっては、連係協力研究科と緊密に連係し、本学環の教育研究に支障の無いよう、適切な教員を採用する。

(2) 教員業績評価の実施

本学では、教員の能力や成果が厳格かつ公正に評価され、かつその評価結果が適切に処遇等に反映されることを目的として、令和 2 年度より新たな教員業績評価を実施している。評価の実施にあたって

は、愛媛大学教員業績評価システム（E-PAS）を設置し、教員の業績を全学的に一元管理している。

評価の実施単位は、大評価単位、中評価単位、小評価単位としている。大評価単位の評価は、大学の戦略に沿った評価項目により行い、毎年度実施する。また、中評価単位の評価は、各部局等の特性を反映した評価項目により行い、年度毎に実施する毎年度評価と、3年度毎に実施する3年毎の評価により実施する。さらに、小評価単位の評価は、部局等の長が、必要に応じて、中評価単位の評価の下に設定し、実施する。

また、評価結果を適切に処遇に反映する体制としており、具体的には、大評価単位の評価は、インセンティブ手当に反映する。また、中評価単位の評価は、毎年度評価は月給制教員の基本給と勤勉手当、および年俸制教員の業績給に反映し、3年毎の評価は年俸制教員の基本給に反映する。

### （3）教員向け能力開発プログラム等の活用

本学では、FD（Faculty Development）の定義を「教育・学習効果を最大限に高めることを目指した、①授業の改善、②カリキュラムの改善、③組織の整備・改革への組織的な取組の総称」と定め、組織的かつ継続的な活動を展開している。平成18年度には、全学のFDセンターとして、教育・学生支援機構に教育企画室を設置した。教育企画室は、平成22年3月に教育関係共同利用拠点（教職員能力開発拠点）として認定を受けており、大学教職員の組織的な研修等の中核拠点として、高等教育の質の向上に貢献している。さらに、本学が代表校となっている「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」と連携しながら、FD・SDの実践的指導者の養成、実践的な研修プログラムの提供、オープン・オフィスやコンサルテーション、ウェブサイトを通じた教材等の提供、研修講師の派遣などを通して、四国地区のみならず全国の国公私立大学等に向けた情報発信や技術提供をしている。

SD（Staff Development）については、平成19年度に事務系職員人事・人材育成ビジョンを策定（平成26年度改訂）し、「OJT」「OFF-JT」「自己啓発」を人材育成の3つの柱として定め、これらを有機的に組み合わせながら様々な取組を行うとともに、職員個々のキャリア形成に応じた人材育成のためのスタッフ・ポートフォリオ（職員業績記録）の活用や、本学及びSPODが実施する研修プログラムなど、体系的・段階的・持続的な職員の能力開発を実践している。

以下、本学における主な取組内容である。

#### ① 授業の内容及び方法の改善など

##### ○教育コーディネーター研修会

教育コーディネーターとは、各部局（研究科、専攻など）の教育責任者として、教育方針の立案、カリキュラム編成、教育内容の教授法の改善、教育効果の検証などの活動において中核的な役割を担う教育重点型教員である。現在、大学全体で約60名が学長から任命されており、各部局の統括教育コーディネーターは、全学的な教育課題を審議するための教育・学生支援機構の管理機関である教育・学生支援会議の構成員となるなど、大学全体が有機的につながりながら教育改革を推進する組織体制がとられている。

教育企画室において、教育コーディネーター間意思疎通を図り、改革の方向性について共通認識を持つための、教育コーディネーター研修会を毎年度実施しており、各教育コーディネーターは、この研修会で得た知識や技術なども踏まえつつ、各部局での活動を行っている。

#### ○テニユア教員制度の活用

平成 25 年度より、若手教員の能力開発を一層促進するために、欧米に倣う形での教員育成制度を全学的に導入した。この制度は当初「愛媛大学独自のテニユア・トラック制度」と呼ばれていたが、学外で運用されている他の制度と区別するため、さらには若手育成という制度の趣旨をより明確にするため、平成 29 年度からは愛媛大学「テニユア教員育成制度」と名称を変更することとした。本制度は、教員のために多面的な能力開発 (PD) プログラムを提供するとともに、能力開発のための財政的支援を行うことで、若手教員の教育研究環境を充実させ、ひいては、大学人としてふさわしい総合的な能力の育成を大きな目的としている。

具体的には、新規採用の若手教員等をテニユア教員育成期間中に体系的なプログラムのもとで大学教員として必要とされる業務 (教育、研究、マネジメント) 全般に関わる能力開発 (年間 50 件程度) と財政的支援を全学的に行い、教育者・研究者としての自立を促進する。能力開発については、テニユア教員育成期間中の最初の 3 年間で合計 100 時間の能力開発 (PD) プログラムの受講を義務化している。

「能力開発 (PD : Professional Development) プログラム」

- ① 教育能力開発 (ED : Educational Development) プログラム
- ② 研究能力開発 (RD : Research Development) プログラム
- ③ マネジメント能力開発 (MD : Management Development) プログラム

#### ○カリキュラム・アセスメントの実施

各授業が学位授与の条件であるディプロマ・ポリシー (DP) の能力・スキルの修得に向けた内容であるかチェックすることは、授業改善に大いに関係するものである。各授業科目は、それぞれが一つの歯車であり、それらの歯車が密接に結びついて、全体として DP の能力・スキルの修得に役立つものである。その意味で、各授業科目と DP との関係性は、明確にしておかなければならない。本学では、DP に示す能力・スキルを学生が身に付けられるよう、カリキュラム・アセスメントを行っている。具体的には、授業評価アンケート等を継続的に実施することにより、授業改善、カリキュラム改善の PDCA サイクルを持続的に循環させている。

#### ○ティーチング・ポートフォリオの導入

教員自らの教育活動について、振り返って記述された作成文書とこれらの記述を裏づけるエビデンスから構成される教育業績に関する記録がティーチング・ポートフォリオである。このティーチング・ポートフォリオは、教育改善あるいは教育業績の評価を主たる目的として作成する。また、ティーチングに関する優れた知識の共有、あるいは情報発信ツールとしても用いる予定である。

#### ○コンサルテーション

授業、カリキュラムの見直し、新規立ち上げに関わる個別相談に教育企画室の教員が対応している。

授業コンサルティングは、教員や学生と利害関係のない第三者であるコンサルタント（教育企画室の教員）が、当該授業の教室に入り、授業に対する学生のコメントの聞き取りなどを行うものである。新たに授業を担当する際、もしくは教育内容を変更する際に、コンサルタントが支援するシラバス作成支援サービスも実施している。

カリキュラムコンサルティングでは、現状のカリキュラムのどこに課題があるのかを、学生・教員からの聞き出しを通して整理し、ニーズ把握、目的・目標設定、教育方略選択、配置、評価手法選択の手順でカリキュラムを開発する支援を行っている。

## ② 大学職員の研修など

### ○能力開発及び資質向上のための制度

人事・人材育成ビジョンの策定、SPODにおける体系的・段階的・持続的なSDプログラムの取組み、全事務系職員へのスタッフ・ポートフォリオの導入など、能力開発及び資質向上のための制度を整備している。特に研修については、SPODが開発したSDプログラムを利用した研修を含めて年間35件程度を用意しており、職務や職階並びに意欲に応じて、大学職員が各種研修に参加することができる。

### ○SDの実践的指導者の養成

平成29年4月の大学設置基準等の一部改正により、「SDの義務化」及び「教職協働」が法令等に規定され、教職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための取組や、教員・事務職員等が連携協力して業務に取り組むことがこれまで以上に重要となっている。本学では、職員の能力開発に関する知識・技術を修得し、特定の認定基準を満たしたSDの実践的指導者のことを「SDコーディネーター（SDC）」と称している。この独自資格である「SDコーディネーター（SDC）」の認定制度を平成23年3月に設け、SDに関する知識・技術を修得し、SDの実践的指導者として適切な能力を有すると認められる者（SDC）の養成を積極的に推進している。令和2年度には、学外者2名を含む4名を新たにSDCとして認定するなど、これまでのSDC資格認定者は33名にのぼり、これまでの活動が着実に実を結ぶなかで、多くの実践的指導者の養成を行っている。